

市・県民税の引き落としが始まります

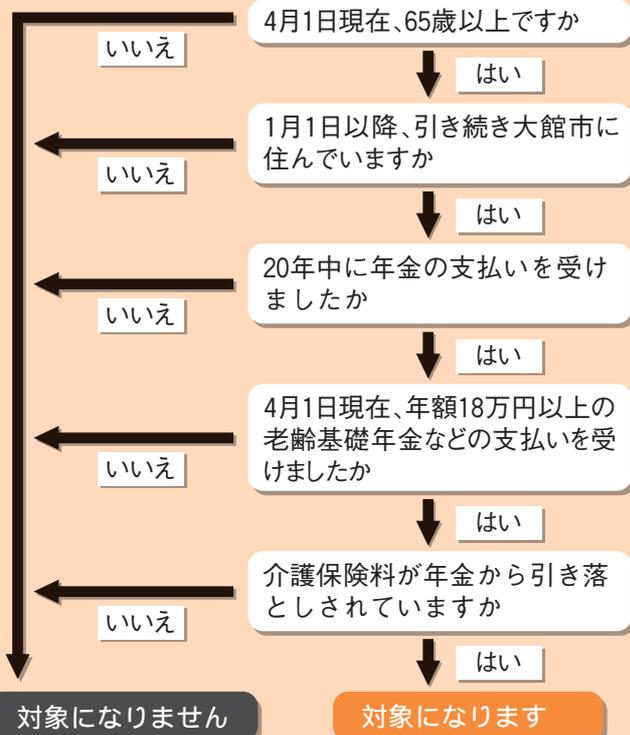
問 税務課市民税係

☎ 43-17033

これまで市・県民税の納付方法は、給与から引き落としする給与特別徴収か、納付書または口座振替で納めていただく普通徴収でしたが、10月からは、年金所得にかかる市・県民税を納めているかたの納付方法が、直接年金から引き落としされる「年金特別徴収制度」に変わります。

この制度は、年金を受給されているかたが、金融機関に出向いたり現金を用意したりする手間を無くし、納税を簡単にすることなどを目的に行われます。
特別徴収される税額や引き落としされる年金は「市・県民税納税（兼変更）通知書」でご確認ください。

特別徴収の対象になるかたは？



※ただし、年金から所得税と介護保険料、国保税または後期高齢者医療保険料を差し引いた残りの額が、市・県民税額より大きいかた。

